

訓練課程の実施に関する達を次のように定める。

昭和41年3月12日

防衛大学校長 大 森 寛

訓練課程の実施に関する達

改正 昭和44年3月10日防衛大学校達第4号	昭和57年7月26日防衛大学校達第3号
昭和60年3月8日防衛大学校達第2号	平成元年4月4日防衛大学校達第5号
平成4年4月10日防衛大学校達第7号	平成9年3月27日防衛大学校達第2号
平成12年4月1日防衛大学校達第4号	平成19年3月30日防衛大学校達第7号
平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成25年3月5日防衛大学校達第2号

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校における本科学生（以下「学生」という。）の訓練課程の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(訓練の基準)

第2条 学生が履修すべき科目並びにその時間数の学年別履修区分及び授業要目は、別表のとおりとする。

2 訓練部長は、前項の学年別履修区分及び授業要目に基づき、訓練科目表を定めるものとする。この場合、当該科目表には科目ごとの細目、内容、配当時間及び教育方法等を示さなければならない。

(課程訓練及び定期訓練)

第3条 訓練課程は、課程訓練及び定期訓練をもって実施する。

2 課程訓練は、前期及び後期に区分し、別に定めるところにより毎週又は隔週1回2時間を基準として行うものとする。

3 定期訓練は、次表のとおり春季、夏季、秋季及び冬季に区分し、一定期間集中的に行うものとする。

学 年	時 期			
	春 季	夏 季	秋 季	冬 季
第 1 学 年	約 1 週	約 4 週	約 1 週	
第 2 学 年	約 1 週	約 4 週		約 1 週
第 3 学 年	約 1 週	約 4 週		約 1 週
第 4 学 年	約 1 週	約 4 週		約 1 週

(教官等)

第 4 条 前条に規定する課程訓練及び定期訓練は、首席指導教官、次席指導教官及び指導教官（以下「首席指導教官等」という。）が実施する外、訓練部に補職された自衛官並びに防衛学教育学群に配置された自衛官のうちから防衛大学校長が訓練担当教官として指名する者（以下「訓練担当教官」という。）に訓練を実施させることができるものとする。

2 防衛学教育学群に配置された自衛官のうちから指名された訓練担当教官は、防衛学教室の教育と関係のある科目の訓練に従事させるものとする。

3 前2項に定めるものの外、第7条に定める訓練隊の編成により訓練を実施するに当たって必要のある時は、体育学教育室等の教官を関係のある科目の訓練に従事させるものとする。

4 首席指導教官等、訓練担当教官及び前項により訓練に従事する教官は、訓練課長の指導調整を受けるものとする。

(訓練主任教官)

第 5 条 訓練部長は、首席指導教官等のうちから訓練主任教官を指名するものとする。

2 訓練主任教官は、訓練部長の定める担任に従い、関係の次席指導教官、指導教官及び訓練担当教官のサービスの指導監督をするものとする。

(訓練班)

第 6 条 課程訓練においては、陸上、海上及び航空の要員別並びに教務班の編成を

考慮し、おおむね33名を基準として訓練班を編成し実施する。

(訓練隊等)

第7条 定期訓練においては、必要に応じ訓練の目的及び科目等を考慮して訓練隊、実習隊及び研修隊等（以下「訓練隊等」という。）を編成し実施する。

2 訓練隊等の編成は、その都度別に定める。

3 訓練隊等の長は、訓練部長の定めるところにより訓練に従事するものとする。

(実施の細部事項)

第8条 訓練課程の実施について必要な細部事項は、訓練部長の定めるところによる。

附 則

1 この達は、昭和41年4月1日から施行する。

2 第11期学生の訓練の実施に関しては、この達の規定にかかわらず別に定めるところによる。

3 訓練部訓練教官の服務に関する達（昭和36年防衛大学校達第8号）は、廃止する。

附 則（昭和44年3月10日防衛大学校達第4号）

この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月26日防衛大学校達第3号）

この達は、昭和57年7月26日から施行する。

附 則（昭和60年3月8日防衛大学校達第2号）

1 この達は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この達は、第33期生から適用し、第30期・31期・32期生の訓練課程の履修については、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月4日防衛大学校達第5号）

1 この達は、平成元年4月4日から施行する。

2 第34期・第35期生の訓練課程の履修については、なお従前の例による。

3 第36期生の訓練課程の履修については、改正後の訓練課程の実施に関する達別表に掲げる第2学年以降のもの適用を試みる。

附 則（平成4年4月10日防衛大学校達第7号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成9年3月27日防衛大学校達第2号）

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日防衛大学校達第7号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月5日防衛大学校達2号）

1 この達は、平成25年4月1日から施行する。

1 防衛大学校の礼式に関する達（昭和37年防衛大学校達第3号）の一部を次のように改正する。

第48条第8号中「演習隊長」を「訓練隊長」に改める。

第53条第3号中「演習隊」を「訓練隊」に、「班」を「班・分隊」に改める。

第2章第3節第2款の款名を次のように改める。

第2款 訓練中等の敬礼

第55条中「、演習」及び「統裁官又は」を削る。

第56条を次のように改める。

第56条 削除

第109条第1号中「、演習」を削る。

2 防衛大学校の武器等の保管及び取り扱いに関する達（平成4年防衛大学校達第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「演習時は演習隊長」を「訓練時は訓練隊長」に改める。

3 防衛大学校における専決及び代決に関する達（平成5年防衛大学校達第9号）の一部を次のように改正する。

別紙第1訓練部長専決事項訓練課所掌事務第1号中「演習隊」を「訓練隊」に改める。

別 表 (第2条関係)

学年別履修区分及び授業要目

1 共通訓練

科 目		目 的 及 び 基 準	学年別履修区分 (時 間)				時間 合計
			1	2	3	4	
共通補導		社会人としてはもとより、将来幹部自衛官として、必要な共通基本的事項について理解と自覚を深めさせるとともに、陶や性をかん養し精神基盤を確立する。	19	21	13	11	64
基本教練		自衛官として必要な各個の基本動作をおおむね修得させるとともに基本的な部隊行動並びに指揮法について概要を修得させる。	24				24
戦闘訓練		小銃手としての各個の戦闘訓練を基礎的に演練し、その概要を修得させる。	8				8
野 外 勤 務	行進	おう盛な体力・気力を練成し徒歩行進の基礎を修得させる。	19				19
	宿営	宿営用天幕の展張・撤収、飯ごう炊飯の要領を修得させるとともに、幕営を体験させる。	7				7
	地図判読	地図及び磁石使用法の基礎的事項を理解させる。	2				2
武 器	小銃	1 構造、機能、取扱い、整備等についておおむね修得させる。 2 射撃術について、射撃姿勢、照準及び撃発の要領等を修得させ基本射撃の一部を体験させる。 3 射場勤務の概要を修得させる。	45				45
	拳銃	拳銃の取扱い及び操作に必要な事項をおおむね修得させるとともに、実弾射撃の概要を修得させる。				9	9
短艇		1 短艇の基本操法を修得させるとともに、体力・気力及びチームワークを練成する。 2 短艇の運用に使用する結索の一般原則及び索具取扱い上の注意事項を理解させるとともに、結索法を修得させる。	22				22
衛生		救急法について、基礎的事項の概要を修得させる。	4				4
部 隊 見 学	陸上 部隊	陸・海・空各部隊等の見学及び訓練体験を通じ、それぞれの任務、編成、装備、特性等の概要を理解させる。	21				63
	海上 部隊		21				
	航空 部隊		14				
	観閲式等 研修	7					
体力測定		体力測定を実施して、個々の体力を把握させ、じ後の体力練成の資とする。	3			6	9

水 泳	各種泳法、特に平泳を演練し、8kmの遠泳を実施して、体力・気力を練成する。	45				45
ス キ ー	素養能力に応じ、各種スキー技術を基礎的に演練するとともに、体力・気力を練成する。		35			35
教 育 法	訓練指導の場を用いて教育法の原則的事項をおおむね修得させるとともに、訓練実施計画及び訓練指導について体験させる。			8	24	34
硫黄島研修	硫黄島戦跡の研修を通じ、極めて困難な状況下において、各級指揮官が行った指揮統率について現地で感得させ、将来の幹部自衛官としての資質の育成を図る。			18		18

2 専門訓練

(1) 陸上要員訓練

科 目	目 的 及 び 基 準	学年別履修区分 (時 間)				時間 合計	
		1	2	3	4		
要員補導	共通補導、要員訓練、防衛学等と連携して、陸上要員としての自覚を促し、陸上幹部自衛官となるにふさわしい資質の育成を図る。		6	2	6	14	
基本教練	基本教練における各個動作を修得させるとともに、分隊指揮法をおおむね修得させる。		6	4		10	
戦闘訓練	小銃分隊以下の戦闘行動を演練し、組長以下の行動について修得させるとともに、分隊長の指揮要領をおおむね修得させる。		44	20	46	110	
野 外 勤 務	歩哨 及び 外哨		14			14	
	斥 候	偵察に任ずる斥候の行動を演練し、斥候員としての動作をおおむね修得させるとともに、斥候組長の指揮法をおおむね修得させる。		12		14	26
	行進 ・ 宿営	主として夜間行進により、戦闘装備を携行して一夜約40kmの徒步行進を行った後、じ後の戦闘行動に移行する部隊行動を修得させる。		21	7	17	45
	地図判読	地図と磁石を用いて所望の地点に到達する要領をおおむね修得させる。		6			6
野戦築城	1 築城の意義、障害の効果について概要を理解させる。 2 地雷埋設及び鉄条網の構築要領をおおむね修得させる。 3 小火器用露天掩体が構築要領を修得させる。		16		7	23	
通信	陸上自衛隊における通信の概要を修得させるとともに、有・無線器材について、その取扱操作、通話法、予防整備等をおおむね修得させる。		12	4	5	21	

武器	小銃	1 構造、機能、取扱い、整備等について修得させるとともに、陸上自衛隊検定基準中級に合格させる。 2 小火器基本射場における射場勤務及び安全管理について、その概要を修得させる。	29	9	20	58
	機関銃	機関銃の構造、機能、取扱い、整備等について、概要を修得させるとともに、射撃の基礎をおおむね修得させる。	4	3		7
	特殊武器防護	特殊武器防護に関する基礎的事項について概要を修得させる。		2		2
部隊等研修(実習)		1 諸職種部隊及び特性ある部隊の概要について理解させる。 2 普通科部隊において、営内隊員と起居を共にした部隊の服務等の体験を通じてその実情を把握させるとともに、幹部自衛官の地位と責任について認識を深めさせる。また、戦闘訓練(主として組長以下)練度の向上を図る。	14	144	25	183
衛生		野外衛生・救急法について概要を修得させる。			2	2
指揮運用基礎		1 分隊長の指揮法についておおむね修得させる。 2 陸上作戦の概要について理解させる。	8	14	8	30
総合訓練		行進に引き続く攻撃・防御の戦術行動を連続状況下で演練し、地上戦闘の様相を身をもって理解させる。			48	48

(2) 海上要員訓練

科目	目的及び基準	学年別履修区分(時間)				時間合計
		1	2	3	4	
要員補導	共通補導、要員訓練、防衛学等と連携して、海上要員としての自覚を促し、海上幹部自衛官となるにふさわしい資質の育成を図る。		8	4	5	17
短艇	各種短艇の操法等基礎的事項の演練を通じて、慣海性及びシーマンシップのかん養を図るとともに、指導・運用能力の基礎を修得させる。		34	35	40	109
通信信号	手旗、発光、旗りゅう信号及び交話法を演練し、送受信法、交話要領の概要を修得させるとともに、現用各種信号書の用法の概要を修得させる。		20	6		26
気象	天気図及び気象特性の概要を理解させ、天気予察の基礎的知識を修得させる。				8	8
運動盤	運動盤解法の基礎的事項を修得させる。		26	8		34
航海	1 航海の原理を理解させ、その運用に必要な基礎知識を付与する。 2 海事法規について、その基礎知識を付与する。		20	36	30	86
運用	艦艇における基本的な運用作業を理解させるとともに船体についてその概要を理解させる。		4	6		10

乗艦実習	艦艇部隊における各種勤務の体験及び諸作業の見学実習を通じて、その実情を把握させ、幹部の地位と責任について認識させる。	50	48	66	164
航空実習	海上自衛隊航空部隊における見学及び実習を通じて、その実情を把握させ、幹部の地位と責任について認識させる。		42		42
水泳	各種泳法を演練、海上要員として必要な水泳能力を付与するとともに、体力・気力を練成する。	2	6	2	12
部隊研修	部隊研修を通じて、部隊の実状及び業務内容について、概要を理解させる。	16			18
艦艇機関	艦艇の各種機関について、概要を修得させる。		8		24
艦橋副直士官演習	艦橋勤務における総合的な副直士官勤務をおおむね修得させる。		8	47	55
勤務一般	海上要員として必要な日課基準、当直勤務、部署の基礎知識を理解させる。	12	2		14

(3) 航空要員訓練

科目	目的及び基準	学年別履修区分 (時間)				時間 合計	
		1	2	3	4		
要員補導	共通補導、要員訓練、防術学等と連携して、航空要員としての自覚を促し、幹部航空自衛官となるにふさわしい資質の育成を図る。		14	2	10	26	
基本教練	航空自衛隊の基本教練における各個動作を修得させるとともに、分隊指揮法をおおむね修得させる。		8	6	4	18	
基地警備	野外勤務・地上戦闘の基本動作をおおむね修得させるとともに、基地警備における各個動作をおおむね修得させ、分隊長の指揮法の概要を修得させる。		10	2	26	38	
航空 基礎	航空機整備	航空機等及び航空機整備に関する基礎的事項について概要を理解させる。		4		12	
	通信電子	航空自衛隊の通信電子システム及び通信電子の概要を理解させる。			2		2
	航空交通管制	航空保安管制群及び各管制隊の業務の概要及び航空機運用における航空交通管制業務の重要性を理解させる。					2
	気象	航空気象群及び各気象隊の業務の概要及び航空機運用における気象業務の重要性を理解させる。					2
搭乗訓練	空中及び空中勤務の特性並びにチームワークの重要性について概要を理解させるとともに、レンプロ機及びジェット機の基本的な操縦を体験させる。		44	14	40	98	
保命	保命に関する基礎的事項について教育し、その概要を修得させる。		2	3		5	

部隊実習	戦闘航空団、高射部隊及び警戒管制部隊等において、部隊の特性と実態及び隊員の実情を把握させるとともに、幹部自衛官の地位と責任を認識させる。	41	163	41	245
部隊研修	部隊研修を通じて、部隊の実情及び業務内容について、概要を理解させる。		15		15
航空作戦	航空作戦及び司令部活動の特性の概要を修得させるとともに、指揮能力・判断力を育成する。			31	31
航空機運用	航空機運用の特性について理解させるとともに、実員指揮及び幕僚業務をおおむね修得させる。	65	2	44	111

注：科目配当時間について、訓練部長が必要と認める場合には、当該時間の10%以内の範囲で増減することができる。